

I 共通編

質問回答 No.	質問	回答	備考
No. I-5-1	<p>○橋に影響を与える液状化の判定を行う必要がある土層の範囲</p> <p>橋に影響を与える液状化の判定を行う必要がある土層の範囲について、H29 道示V編 7.2 (2)では「沖積層の土層」が対象範囲とされ、ここでいう沖積層とは、第四紀のうち新しい地質時代(完新世)における堆積物及び埋立土による土層に概ね対応すると考えることができると解説されていた。R7 道示I編 5.3.6 (1) 4)では「完新世に形成された土層」が対象範囲とされ、ここでいう完新世に形成された土層には、埋立等により人工的に造成された土層も含むと解説されているが、R7 道示の改定において H29 道示から液状化の判定を行う必要がある土層の範囲が変更されているのか。</p>	<p>R7 道示の改定において、橋に影響を与える液状化の判定を行う必要がある土層の範囲は、「沖積層の土層」から「完新世に形成された土層」に変更されています。</p> <p>これは、更新世に形成された土層で、東北地方太平洋沖地震や兵庫県南部地震、その後の令和6年の能登半島地震においても橋に影響を与える液状化が発生した事例が確認されていないことや、JIS A 0204では、地質時代の名称は「洪積世」や「沖積世」ではなく、「更新世」や「完新世」と表記されていることを受けたものです。</p> <p>なお、H29 道示の解説では、沖積層の土層は「第四紀のうち新しい地質時代(完新世)における土層に概ね対応すると考えることができる」ことを示しています。</p> <p>そのため、H29 道示の解説に基づいて、橋に影響を与える液状化の判定を行う必要がある土層の範囲を設定している場合、その範囲は R7 道示において規定される土層の範囲と相違ありません。</p>	<p>R7 道示 I p.187 5.3.6 (R8.6.2 公表)</p>